

補助事業計画書

(1) 事業計画

事業企画案	<p>(要綱別表から選択)</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 安心安全を確保する取組 (2) 危機状況を乗り越えるための取組</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ア バスの車両内における感染症の拡大防止のための備品及び設備の調達等に必要経費</p> <p><input type="checkbox"/> イ バス車両内への高効率空気清浄機等の設置に必要な経費</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">乗客と運転手の双方の感染予防を図るため、運転席と運転席以外の座席及び客席間を隔離する仕切りを設置する。また、非接触体温計を導入し、乗客の検温を行う</p>
事業実施予定時期 (契約予定日～契約者への支払予定日)	令和 4年 7月 ~ 令和 4年 9月
関連会社に関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 事業実施を請け負う企業は親会社、子会社、グループ会社等関連会社ではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業実施を請け負う企業は親会社、子会社、グループ会社等関連会社である。(別途理由書(様式任意)提出)</p>
当補助金の利用状況	<p>今回申請する車両に、これまでに当補助金を利用したことがある車両の有無</p> <p><input type="checkbox"/> あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし</p>

該当するものに☑してください。

事業内容を記入してください。

該当するものに☑してください。

「あり」の場合は、各車両の補助金既受領額を明記した書類(任意様式)を別途提出すること。

※親会社、子会社、グループ会社等関連会社とは、資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等を指す。

※車体に取り付ける仕切り等の造作を設置する場合、その内容が車両躯体や走行上の安全等に影響を及ぼすもので、親会社、子会社、グループ会社等関連会社(資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等)との取引が真に止むを得ない場合は、その理由を明記した書類(様式任意)を添付すること。

(2) 事業経費

総申請車両台数	3台
---------	----

(単位：円)

事業内容	総事業費	補助対象経費	
		経費内訳	金額
1 運転席後方に客席と隔離する仕切りを設置	132,000円	仕切り板 @40,000円×3枚	120,000円
備品・設備を導入する車両台数 3台		設置席数を詳細に記入	備品・設備を導入する車両台数
2 客席同士を隔離する仕切りを設置	261,800円	@1,500円×50席×2台	150,000円
備品・設備を導入する車両台数 3台		@2,000円×44席×1台	88,000円
3 非接触体温計	19,800円	@6,000円×3台	18,000円
備品・設備を導入する車両台数 3台			
小計	413,600円	—	(A) 376,000円
国・地方公共団体等の補助金交付（予定）額			(B) 0円
合計 (A) - (B)			(C) 376,000円

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除く。他の同様な補助金の交付を受ける場合は記入してください。

※各申請内容に係る見積書を添付する。

※補助対象とする備品について、仕切り板、非接触体温計、自動消毒機、空気清浄機以外の製品については、感染防止対策として専門家の助言を受けたものとする。

※「国・地方公共団体等の補助金交付（予定）額」欄には、本補助金と同様の事業を対象とした他の補助金の交付を受ける車両台数に、上記補助金の額の合計額を加算し、(B)の金額 > 「8万円/台 × 車両台数」(上限額)の場合は、交付申請額は「8万円/台 × 車両台数」としてください。

補助金の限度額は「1台あたり8万円」です。
 (B)の金額 > 「8万円/台 × 車両台数」(上限額)の場合は、
 交付申請額は「8万円/台 × 車両台数」としてください。
 ただし、これまでに当補助金を利用したことのある車両がある場合は、補助限度額から各車両の既受領額を控除した額を交付申請額の上限としてください。

(3) 交付申請額

$$(C) \quad 376,000 \text{ 円} \quad \times \quad 4/5 \quad = \quad (D) \quad 300,800 \text{ 円}$$

交付申請額： 240,000 円

※交付申請額は、1,000円未満の端数金額を切り捨てること。

※交付申請額は、補助限度額を上限とすること。(1 補助対象車両あたり8万円。ただし、高効率空気清浄機等を設置する車両については1 補助対象車両あたり30万円。)

※今回申請する車両に、これまでに当補助金を利用したことのある車両がある場合は、補助限度額から各車両の既受領額を控除した額を交付申請額の上限とすること。また、各車両の既受領額を明記した書類（任意様式）を添付すること。

添付書類が揃っていることを確認してください。

<申請書添付書類>

(法人の場合)

- 登記事項証明書（現在事項証明書）※申請日時点で発行日から3か月以内
- 印鑑証明書 ※申請日時点で発行日から3か月以内
- 貸借対照表（直近2期分） 写し
- 損益計算書（直近2期分） 写し
- 社歴書
- 一般乗合旅客自動車運送事業許可を証明する書類 又は 一般貸切旅客自動車運送事業許可を証明する書類の写し
- 現に使用している車両であることがわかる書類
- 補助対象備品見積書・仕様明細 写し
- 誓約書
- その他理事長が必要と認める書類（仕切り、サーモグラフィ、自動消毒液噴霧器以外の製品の購入を申請する場合、感染防止対策として専門家の見解が分かる書類（ウェブサイト写しでも可）を添付してください。また、高効率空気清浄機等を申請する場合は超高性能フィルター（0.1～0.3 μmの微粒子を99.97%以上除去できる性能のもの）が搭載されていることを確認できる書類を添付してください。）

(個人の場合)

- 住民票 ※申請日時点で発行日から3か月以内
- 印鑑証明書 ※申請日時点で発行日から3か月以内
- 税務申告書（直近2期分） 写し
- 経歴書
- 一般乗合旅客自動車運送事業許可を証明する書類又は 一般貸切旅客自動車運送事業許可を証明する書類の写し
- 現に使用している車両であることがわかる書類
- 補助対象備品見積書・仕様明細 写し
- 誓約書
- その他理事長が必要と認める書類（仕切り、サーモグラフィ、自動消毒液噴霧器以外の製品の購入を申請する場合、感染防止対策として専門家の見解が分かる書類（ウェブサイト写しでも可）を添付してください。また、高効率空気清浄機等を申請する場合は超高性能フィルター（0.1～0.3 μmの微粒子を99.97%以上除去できる性能のもの）が搭載されていることを確認できる書類を添付してください。）